

陳述書（個人用）			
陳述書作成日	年	月	日
公告番号		売却区分番号	
陳述にあたっての注意事項 ※下記を確認のうえ、該当する□にチェックを入れてください。			
1 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」をいいます。 2 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。（地方税法第334条、376条、463条の30、485条の6、701条の21、701条の68）			
陳述	<input type="checkbox"/>	私は暴力団員等ではありません。	
	<input type="checkbox"/>	私は暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において入札等の申出をする者ではありません。	
	<input type="checkbox"/>	自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	

入札者等	
住所	〒 —
フリガナ	
氏名	
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦

※その他ご注意いただきたいこと

- 陳述書は売却区分番号ごとに別の用紙を用いてください。
- 公告番号及び売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。
- 本用紙は、入札者等が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。
また、入札者等に法定代理人がある場合（未成年者の親権者など）は、個人（法定代理人用）の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者等ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 陳述書は、入札等をするまでに提出してください。提出がない場合、入札等を行うことができません。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり正確に記載してください。
記載に不備がある場合、入札等が無効となる場合があります。
- 入札者等が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者等に資金を渡すなどして入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、別添「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。